

令和5年長審第7号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年8月7日16時00分

長崎県古志岐島南東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 19.18メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 573キロワット

### 3 事実の経過

Aは、昭和61年11月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配し、同室に、自動操舵装置、レーダー2台、GPSプロッター、魚群探知機及び操船者用の長椅子を備え、主としていか一本つり漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年8月7日13時30分長崎県神崎漁港<sup>こうざき</sup>を発し、同県五島列島北西方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、航行中に眠気を感じた際には、眠気を払拭するためにお茶かコーヒーを飲み、それでも眠気を払拭できなかったときには、立ち上がって体を動かしていた。

また、a受審人は、不漁が続いていたことから約2か月間漁を休んだ後、操業の目的で、発航日前々日14時30分に神崎漁港を出港し、20時00分前示漁場に至って発航日前日04時00分まで操業を行い、漁場を移動したのち、漂泊して09時00分から18時00分まで7時間の睡眠時間を含む休憩をとり、操業を再開しようとしたところ、機関に不具合が生じていることが判明したので帰港して修理することとし、22時00分漁場を発進し、発航日当日08時30分に帰港して機関の修理を行い、12時00分修理を終えて約1時間の仮眠をとっていた。

そして、a受審人は、久しぶりの操業に体が慣れていないと感じていたことに加え、平素1日平均6時間ないし7時間の睡眠をとっていたところ、夜を徹して帰航し、その後すぐに機関の修理を行ったことから、約1時間の仮眠はとったものの、発航時、疲労が蓄積し、睡眠不足の状態であった。

また、Aの自動操舵装置は、設定針路が元の設定針路から左方にず

れることがあり、a受審人が、平素、GPSプロッターに表示される船首方位線（以下「船首線」という。）を確認し、設定針路を修正しながら使用していた。

a受審人は、GPSプロッターのほか、いずれもコースアップ表示で12海里レンジ及び1海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させ、長椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、長崎県平戸島南方沖合を西行し、14時40分僅か前古志岐島灯台から134.5度（真方位、以下同じ。）11.2海里の地点で、針路を322度に定め、8.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵によって進行した。

a受審人は、定針した直後、疲労の蓄積と睡眠不足から眠気を感じてお茶を飲み、長椅子に腰掛けた姿勢のままで船首線を確認しながら続航し、15時20分古志岐島灯台から126.5度5.6海里の地点に達したとき、眠気が払拭できておらず、そのままの姿勢でいると居眠りに陥るおそれがあったが、これまで居眠り運航をしたことがないので、まさか居眠りに陥ることはないと思い、長椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢で操船を続け、15時24分少し過ぎ古志岐島灯台から124.5度5.0海里の地点に至ったとき、GPSプロッターで船位を確認したものの、船首線を確認する前に居眠りに陥り、設定針路が元の設定針路から左方にずれて左舵が取られ、緩やかに左転しながら古志岐島に向かって進行する状況となり、16時00分古志岐島灯台から128度60メートルの地点において、Aは、船首が290度を向いたとき、原速力で、同島南東岸付近の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、視界は良好で、潮候は上げ潮の初期であった。

乗揚の結果、球状船首に亀裂及び破口、船首部船底外板に擦過傷等を生じたが、自力で離礁し、自力航行により神崎漁港に帰港し、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、古志岐島南東方沖合において、漁場に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島南東岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、古志岐島南東方沖合において、漁場に向けて航行中、長椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、疲労の蓄積と睡眠不足から眠気を催し、お茶を飲んでも眠気を払拭できなかった場合、そのままの姿勢でいると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、長椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで居眠り運航をしたことがないので、まさか居眠りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、古志岐島南東岸付近の浅所に向かって進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 8 月 8 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎